

バーベキュー用の冷蔵庫が壊れたのでこの話（寺田昌央）

我が家では、毎年お盆の8月14日の夕方から親戚が集まって庭でバーベキューや花火をするという恒例行事があります。この4年間はコロナの影響で不開催でしたが、今年は復活する事になっています。

そのバーベキューの為だけに存在する2台の冷蔵庫が離れにあるのですが、先日確認したところ、2台とも壊れて冷えなくなっていました。年に一度だけの為の冷蔵庫とは贅沢なので、買い替えではなく単純に処分をと考えているところです。

そこで今回は家電リサイクル法の話です。

家電リサイクル法の対象4品目

①テレビ【ブラウン管・液晶・プラズマ・有機EL（有機ELは今年4月1日から対象となりました）】

②エアコン

③冷蔵庫・冷凍庫

④洗濯機・乾燥機

家電リサイクル法は23年前の2001年4月に施行され、正式名称は『特定家庭用機器再商品化法』といいます。

施行前には一般家庭から排出される使用済の家電製品（廃家電）は、その半分以上が埋め立て処分されてきました。

廃家電は再利用できる有用な資源の集まりですから、これを適正に処分して有用な部品・素材のリサイクルにより廃棄物を減らそうという目的で、4種類の廃家電について家電小売業者に回収を、家電メーカーにリサイクルを、消費者にそれに係る費用の負担を義務づけました。

弊社には、有り難い事に個人お客様からも法人お客様からも不用品の片付け依頼が多く舞い込みます。その中には上記家電リサイクル法対象4品目が含まれている事が多くあります。

リサイクル家電は、産業廃棄物として工場で処分してはいけません。一般廃棄物として市町村の処分場でも受けてくれないという特殊な扱いです。

弊社がお客様からリサイクル家電処分のご依頼を承った場合…お客様にリサイクル券代と収集運搬（取り外し）費用をご負担いただいで、弊社の協力会社の「は一とふるマルチ」という電器屋さんへ回収を依頼します。

回収された物は、浜松市なら神田町にある日本通運、磐田市なら松之木島にある

豊岡協同輸送等の指定引取場所に運び込まれます。その後メーカーに送られてリサイクルされていきます。

家電リサイクル法について、さらっと説明させて頂きました。

上記のような方法で弊社でもリサイクル家電の処理が可能です。リサイクル家電だけの回収も承ります。お気軽にご用命くださいませ。ご連絡、お待ちしております。